



松本都市計画の変更案に関する公聴会で 公述(発言)される方を募集します

都市計画の変更案の作成にあたり、広く地域住民の皆様からご意見をお聴きし、計画に反映するため、以下のとおり公聴会を開催します。

公聴会で公述(発言)を希望される方は、以下のとおり公述申出書を提出してください。

<公聴会について>

日時 令和7年2月9日(日) 午後1時30分から

場所 松本市和田公民館1階大会議室(松本市和田2240番地31)

公聴会でご意見をお聴きする都市計画案の内容

- ・松本都市計画区域区分の変更【長野県決定】

<公述の申出について>

公聴会で公述(発言)を希望される方は、公述申出書を以下の申出先まで持参または郵送で事前に提出してください。公述申出に係る留意事項は、別紙をご覧ください。

○公述申出期間

令和6年12月27日(金)～令和7年1月31日(金)

○公述の申出先

長野県建設部都市・まちづくり課 (TEL:026-235-7297)

長野県松本建設事務所計画調査課 (TEL:0263-40-1964)

松本市役所建設部都市計画課 (TEL:0263-34-3251)

松本市和田地区地域づくりセンター (TEL:0263-48-5445)

○都市計画案及び公述申出書(様式)については、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/toshi/keikaku/tetsuzuki/index.html>



※都市計画案の閲覧期間：令和6年12月27日(金)～令和7年2月7日(金)

上記申出先でも閲覧できます。(土日、祝日及び年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分)

<その他>

○公述人がいない場合は、公聴会は中止します。また、公述人が多数の場合は、公聴会の開始時刻を変更する場合があります。なお、中止または開始時刻を変更する際は、県報や県ホームページに掲載します。

○公聴会の傍聴は自由ですが、会場の都合により、希望者多数の場合は先着順とさせていただきます、入場をお断りする場合があります。

○取材、傍聴に際しての事前申込みは必要ありません。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当 都市・まちづくり課
都市計画係 三宅、橋本
電話 026-235-7297
内線 3357、3358
電子メール toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

公述申出に係る留意事項

- ◆公述の申出ができるのは、都市計画案に係る区域内に土地を所有される方、その他利害関係を有する方に限ります。
- ◆公述の申出をされる方は、閲覧場所または県ホームページにある「公述申出書」に意見の概要を記入の上、公述の申出期間内に持参または郵送で提出してください。
(持参の場合は、申出期間最終日の午後5時15分までに提出されたもの、郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)
- ◆ファクシミリ、電子メールによる提出はできませんのでご了承ください。
- ◆公述人を選定したときは、本人にその旨を通知します。
- ◆公聴会当日(2月9日)の申込みはできませんので、あらかじめご承知おきください。
- ◆応募者多数または公述内容が不相当であると認められる場合は、公述時間の制限や公述をお断りする場合があります。
- ◆提出された公述申出書及び公聴会における発言等の記録については、「長野県都市計画審議会」の資料として提出します。また、個人のプライバシーに配慮した上で、公表することもありますのでご了承ください。